議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

医療保険課　医療助成係

議案名

議案第 91 号　桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

福祉医療費支給事務において、個人番号カード等を用いたオンラインでの資格確認を導入することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

概　要

福祉医療費の受給資格者が保険医療機関等で医療を受ける際に、個人番号カード又は移動端末設備を用いて、利用者証明用電子証明書を送信することにより、当該受給資格の認定に関する情報をオンラインで当該保険医療機関等に対して提供できることとします。

これに伴い、福祉医療費受給資格者証を提示することなく、手続を行うことが可能となります。

「利用者証明用電子証明書」とは、個人番号カードに搭載されている、インターネットのウェブサイト等にログインする際に利用する電子証明書をいいます。

（施行期日：令和 9 年 3 月 1 日）

背景・経過

福祉医療費助成において医療機関窓口での受給資格の確認方法について、国の「自治体と医療機関の間で医療費助成や予防接種、母子保健などの情報を個人番号カードを介して連携するシステム(Public Medical Hub：PMH)」の実施に伴い、全国の先行自治体では、令和 5 年 9 月から個人番号カードを用いて認定資格に関する情報を医療機関に提供する方法を実施しております。

群馬県内においても、令和 8 年 4 月 1 日現在、6 市 14 町村が実施しており、この度の改正により、本市においても同様の取扱いが可能となります。